

# 海岸保全施設整備事業 < 公共 >

【令和7年度予算概算決定額 4,426 (4,425) 百万円】  
 (令和6年度補正予算額 1,436百万円)

## < 対策のポイント >

海岸法に基づき、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資するとともに、良好な営農条件を備えた沿岸農地の確保を図るため、海岸保全施設の整備を推進します。

## < 事業目標 >

海岸堤防等の整備率 (ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策の実施率) (53% [令和元年度] → 64% [令和7年度まで])

## < 事業の内容 >

### 1. 直轄海岸保全施設整備事業

工事規模が著しく大きく、海岸保全施設が国土の保全上特に重要なものと認められるときは、海岸管理者に代わって国が当該海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事を施行します。

### 2. 海岸保全施設整備連携事業 (補助事業)

大規模地震や高潮のリスクが高く、重要な背後地を抱える地域の海岸堤防等を対象に、河川事業等の他事業と連携して、津波や高潮による壊滅的な被害を回避するための対策を計画的・集中的に実施します。

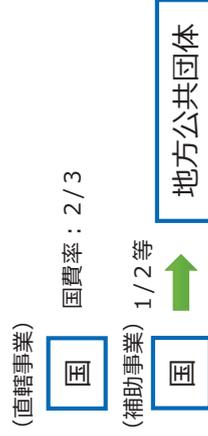
### 3. 津波対策緊急事業 (補助事業)

津波到達までの予想時間が短く、重要な背後地を抱える地域の海岸堤防等を対象に、津波対策を計画的・集中的に実施します。

### 4. 海岸メンテナンス事業 (補助事業)

予保全型のインフラメンテナンスへの転換に向けて、海岸保全施設の老朽化対策等を計画的・集中的に実施します。

## < 事業の流れ >



## < 事業イメージ >

○ 海拔ゼロメートル地帯における津波・高潮対策  
 浸水被害等のリスクの高い干拓地の農地や宅地等を防護し、農業生産活動及び地域住民の生命・財産を守るため、海岸堤防等の整備を推進しています。

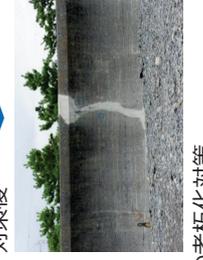
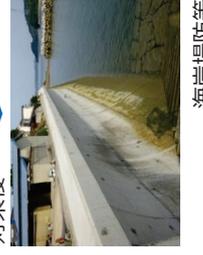
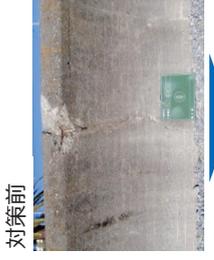
### 被害の状況



### 海岸保全施設のイメージ



## 代表的な整備



海岸堤防等の老朽化対策

【お問い合わせ先】 農村振興局防災課 (03-6744-2199)